

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし
 区分 II : 該当なし
 区分 III : 該当なし
 その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)点検において、海水入り口座フランジ部ゴムライニングの一部に剥がれ及び貝殻除去装置渦流フィルタードレン配管フランジの一部に電食が認められたため、対応検討。	D	
2	3号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)の渦流探傷検査において、残肉率の判定基準値外の伝熱管1本が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
3	3号機	残留熱除去系熱交換器復水出口弁(B)点検時、同弁用フレキシブル電線管接続金具のロックナットに破損(割れ)が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
4	3号機	主復水器(C)空気抽出弁用弁の駆動部点検において、制御ケーブルを点検したところ、端子部より心線の露出(4本)が認められたため、当該端子部を補修。	D	
5	3号機	タービン補助蒸気系浄化器用主蒸気元弁用電動弁リミトルク点検時、リミットスイッチギアボックスよりグリースの漏れが認められたため、当該駆動機構部を点検。	D	
6	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ターニングモーター点検において、モーターシャフト外径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	海水熱交換器建屋換気空調系非常用電気品室給気ファン(B)用電動機点検において、羽根車嵌め合い部内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
8	3号機	固定子巻線水冷却系固定子冷却水ポンプ(B)用電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
9	3号機	海水熱交換器建屋電解鉄イオン供給ポンプ(A)点検において、同供給ポンプ主軸シャフトグランドスリーブに磨耗及びスリーブ外径寸法に判定値外れが認められたため、当該シャフトの腐食部を補修及びグランドスリーブを交換。	D	
10	3号機	非常用ディーゼル発電機(B)＃4シリンダー排気弁ケース点検時、冷却水配管取付部に腐食が認められたため、当該排気弁ケースを交換。	D	
11	3号機	原子炉系計装品点検において、電流/電圧変換器基板に取付けてある、小型変圧器に液漏れ(微少)が認められたため、当該基板を取替。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	主蒸気隔離弁内弁(F002D)弁体のスタンション廻り止め溶接部の点検時、溶接部に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
13	3号機	加熱蒸気及び戻り系海水熱交換器建屋凝縮水移送ポンプ(B)電動機点検において、反負荷側軸受ケース内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
14	3号機	設備監視時、「480V P/C 3SHx故障SSDD [※] 重故障」警報が発生したため、原因調査及び対応検討。 ※熱交換器建屋取水設備電源盤の過電流保護装置	D	
15	4号機	電力系統電圧制御装置において、時計装置異常の表示が認められたため、当該時計装置を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電 話 0240-25-1353